

室内化学物質濃度実態調査 国交省 (2/2)



平成 15 年度から、住宅以外の建築物(事務所店、ホテル)についても初めて実態調査が行われ、結果は以下の通りです。

表2 実態調査結果(住宅以外の建築物)

		事務所	店舗	ホテル
ホルムアルデヒド 指針値 = 0.08ppm	平均濃度	0.035ppm	0.025ppm	0.020ppm
	超過の割合	5 件/121 件 4.1%	2 件/39 件 5.1%	0 件/67 件 なし
トルエン 指針値 = 0.07ppm	平均濃度	0.009ppm	0.013ppm	0.006ppm
	超過の割合	2 件/121 件 1.7%	2 件/39 件 5.1%	0 件/67 件 なし%
キシレン 指針値 = 0.20ppm	平均濃度	0.006ppm	0.007ppm	0.003ppm
	超過の割合	0 件/121 なし	0 件/39 件 なし	0 件/67 件 なし
エチルベンゼン 指針値 = 0.88ppm	平均濃度	0.006ppm	0.007ppm	0.011ppm
	超過の割合	0 件/121 件 なし	0 件/39 件 なし	0 件/67 件 なし
スチレン 指針値 = 0.05ppm	平均濃度	0ppm	0ppm	0ppm
	超過の割合	0 件/121 件 なし	0 件/39 件 なし	0 件/67 件 なし
アセトアルデヒド 指針値 = 0.03ppm	平均濃度	0.009ppm	0.010ppm	0.023ppm
	超過の割合	3 件/121 件 2.5%	1 件/39 件 2.6%	15 件/67 件 22.4%

ホテルのアセトアルデヒドの超過の割合が 22.4%と多くなっています。新築住宅でもアセトアルデヒド濃度の超過が多くなっていますが、アセトアルデヒドについては、最近、WHO の定めた指針が誤っていたとの情報があり、0.03ppm ではなく 0.17ppm であったとされています。厚生労働省の定めた指針値は WHO とは別に定められたものですが、見直される可能性があります。

資料:2004 年 8 月 20 日付 ビルメントイムス p6

環境技術箇所 須永 晃央

事業内容

- 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明
- 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- 4 水道法第 20 条に基づく水質検査
- 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
- 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定
- 7 トータルサニテーション管理
- 8 委託試験・研究・開発

